

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 不納付加算税の取扱い (源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合)</p> <p>1 通則法第67条の規定の適用に当たり、例えば、源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由のない次のような場合は、同条第1項ただし書きに規定する正当な理由があると認められる場合として取り扱う。</p> <p>(1) 税法の解釈に関し、給与等の支払後取扱いが公表されたため、その公表された取扱いと源泉徴収義務者の解釈とが異なることとなった場合において、その源泉徴収義務者の解釈について相当の理由があると認められるとき。 (注) 税法の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。</p> <p>(2) 給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書又は給与所得者の保険料控除申告書等に基づいてした控除が過大であった等の場合において、これらの申告書に基づき控除したことにつき源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由があると認められないとき。</p> <p>(3) 最寄りの収納機関が遠隔地であるため、源泉徴収義務者が収納機関以外の金融機関に税金の納付を委託した場合において、その委託が通常であれば法定納期限内に納付されるに足る時日の余裕をもってされているにもかかわらず、委託を受けた金融機関の事務処理誤り等により、収納機関への納付が法定納期限後となったことが、当該金融機関の証明書等により証明されたとき。</p> <p>(4) 災害、交通・通信の途絶その他法定納期限内に納付しなかったことについて真にやむを得ない事由があると認められるとき。</p> <p>(廃止)</p>	<p>第1 不納付加算税の取扱い (源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合)</p> <p>1 通則法第67条の規定の適用に当たり、例えば、源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由のない次のような場合は、同条第1項ただし書きに規定する正当な理由があると認められる場合として取り扱う。</p> <p>(1) 税法の解釈に関し、給与等の支払後取扱いが公表されたため、その公表された取扱いと源泉徴収義務者の解釈とが異なることとなった場合において、その源泉徴収義務者の解釈について相当の理由があると認められるとき。 (注) 税法の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。</p> <p>(2) 給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書又は給与所得者の保険料控除申告書等に基づいてした控除が過大であった等の場合において、これらの申告書に基づき控除したことにつき源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由があると認められないとき。</p> <p>(3) 最寄りの収納機関が遠隔地であるため、源泉徴収義務者が収納機関以外の金融機関に税金の納付を委託した場合において、その委託が通常であれば法定納期限内に納付されるに足る時日の余裕をもってされているにもかかわらず、委託を受けた金融機関の事務処理誤り等により、収納機関への納付が法定納期限後となったことが、当該金融機関の証明書等により証明されたとき。</p> <p>(4) 災害、交通・通信の途絶その他法定納期限内に納付しなかったことについて真にやむを得ない事由があると認められるとき。</p> <p><u>(偶発的納付遅延等によるものの特例)</u></p> <p><u>2 通則法第67条の規定による不納付加算税を徴収する場合において、その基礎となる同条第1項の税額(納税の告知に係るものを除く。)がその法定納期限の翌日から起算して1か月以内に納付され、かつ、次のいずれかに該当するときは、同条第1項ただし書の正当な理由があると認められる場合に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) その直前1年分(所得税法第216条の規定による納期の特例の承認を受けてい</u></p>

改正後	改正前
<p>(納付が、告知があるべきことを予知してされたものである場合)</p> <p><u>2</u> 通則法第67条第2項の規定を適用する場合において、その源泉徴収義務者に対する臨場調査、その源泉徴収義務者の取引先に対する反面調査等、当該源泉徴収義務者が調査のあったことを了知したと認められる後に自主納付された場合の当該自主納付は、原則として、同項に規定する「告知があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p> <p>(注) 次に掲げる場合は、原則として「告知があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨場のための日時の連絡を行った段階で自主納付された場合 2 納付確認(臨場によるものを除く。)を行った結果、自主納付された場合 3 説明会等により一般的な説明を行った結果、自主納付された場合 <p><u>(法定納期限の属する月の前月の末日から起算して一年前の日)</u></p> <p><u>3</u> 通則法施行令第27条の2第2項に規定する「法定納期限の属する月の前月の末日から起算して一年前の日」とは、当該「前月の末日」の1年前の応当日をいうのであるから、例えば、「前月の末日」が6月30日である場合には、「一年前の日」は前年の6月30日となる。</p> <p>第2 不納付加算税の計算 (不納付加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)</p>	<p><u>る者にあつては、今回の納付の目的となった最終月の直前1年分の月を含む納期に係る分)について納付の遅延(1に該当する納付の遅延を除く。)をしたことがないこと。</u></p> <p><u>(2) 新たに源泉徴収義務者となった者の初回の納期に係るもの(当該源泉徴収義務者が給与等その他の源泉徴収の対象となるものの支払をすることにより徴収して納付すべきこととなった所得税の額で、最初の法定納期限に係るものをいう。)であること。</u></p> <p><u>(注) 新たに源泉徴収義務者になった者とは、その税務署の管轄区域において新たに給与等の支払事務を取扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設けた者(給与等の支払事務を取扱う事務所等の移転に伴い他の税務署の管轄区域から転入した者を除く。)をいう。</u></p> <p>(納付が、告知があるべきことを予知してされたものである場合)</p> <p><u>3</u> 通則法第67条第2項の規定を適用する場合において、その源泉徴収義務者に対する臨場調査、その源泉徴収義務者の取引先に対する反面調査等、当該源泉徴収義務者が調査のあったことを了知したと認められる後に自主納付された場合の当該自主納付は、原則として、同項に規定する「告知があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p> <p>(注) 次に掲げる場合は、原則として「告知があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨場のための日時の連絡を行った段階で自主納付された場合 2 納付確認(臨場によるものを除く。)を行った結果、自主納付された場合 3 説明会等により一般的な説明を行った結果、自主納付された場合 <p>(新設)</p> <p>第2 不納付加算税の計算 (不納付加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)</p>

改正後	改正前
<p>4 不納付加算税の計算の基礎となる税額は、所得の種類（給与所得、退職所得、報酬・料金等の所得、公的年金等所得、利子所得等、配当所得、非居住者等所得、定期積金の給付補てん金等、上場株式等の譲渡所得等及び償還差益等の区分による。）ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとの税額によることに留意する。</p> <p>（注） 通則法第119条第4項((国税の確定金額の端数計算等))の規定により加算税の金額が5千円未満であるときは、その全額を切り捨てることとされているが、この場合、加算税の金額が5千円未満であるかどうかは、所得の種類ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとに判定することに留意する。</p> <p>（重加算税について少額不徴収に該当する場合の不納付加算税の計算）</p> <p>5 通則法第119条第4項の規定により重加算税を徴収しない場合には、その徴収しない部分に対応する税額は、不納付加算税対象税額に含まれないのであるから留意する。</p>	<p>4 不納付加算税の計算の基礎となる税額は、所得の種類（給与所得、退職所得、報酬・料金等の所得、公的年金等所得、利子所得等、配当所得、非居住者等所得、定期積金の給付補てん金等、上場株式等の譲渡所得等及び償還差益等の区分による。）ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとの税額によることに留意する。</p> <p>（注） 通則法第119条第4項((国税の確定金額の端数計算等))の規定により加算税の金額が5千円未満であるときは、その全額を切り捨てることとされているが、この場合、加算税の金額が5千円未満であるかどうかは、所得の種類ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとに判定することに留意する。</p> <p>（重加算税について少額不徴収に該当する場合の不納付加算税の計算）</p> <p>5 通則法第119条第4項の規定により重加算税を徴収しない場合には、その徴収しない部分に対応する税額は、不納付加算税対象税額に含まれないのであるから留意する。</p>